

IBMウェルフェアセミナー報告集

視覚障害をどうとらえるか

第3集

視覚障害者の職業訓練の拡充と
職域拡大をめざして

IBMウェルフェアセミナー報告集

視覚障害をどうとらえるか

第3集

視覚障害者の職業訓練の拡充と
職域拡大をめざして

IBMウェルフェアセミナー報告集
視覚障害をどうとらえるか第3集
**視覚障害者の職業訓練の拡充と
職域拡大をめざして**

目 次

序にかえて	田 中 徹 二.....	1
-------------	--------------	---

第 5 章 視覚障害者の職業訓練で何が問われているか

第 1 節 あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の資質向上の 内容とその課題.....	西 條 一 止.....	5
--	--------------	---

第 2 節 三療以外の職種における職業訓練のあり方	日 比 野 清.....	27
------------------------------------	--------------	----

第 3 節 パネル・ディスカッション 「視覚障害者の職業訓練で何が問われているか」		43
--	--	----

第 6 章 視覚障害者の職域拡大で何が問われているか

第 1 節 障害者の雇用の現状と問題点——視覚障害を視点として——	手 塚 直 樹.....	75
--	--------------	----

第 2 節 視覚障害者の職域拡大を阻害する要因とその対策	長 岡 英 司.....	104
---------------------------------------	--------------	-----

第 3 節 パネル・ディスカッション 「視覚障害者の職域拡大で何が問われているか」		139
--	--	-----

序にかえて

東京都心身障害者福祉センター 田中 徹二

毎年、東京都心身障害者福祉センターには、中途失明者を中心に数多くの視覚障害者が判定や相談のために来所してきます。その中で、職業相談を含めて、失明後の人生設計をどう立てればよいかという相談がほぼ100件ほどあります。その100人のうちのほぼ3分の2が、生活訓練を通過したあとと理療の学習に進むか、あるいは直接理療養成コースに入学する人たちです。残りの3分の1が、職場復帰など理療以外の進路に関する相談になりますが、この中には回り道をして結局理療に進まざるをえなくなる人たちがかなり含まれています。

こうした相談を受けていると、わが国には視覚障害者の職業として理療が存在しているというありがたさをしみじみ痛感させられます。もし理療がなかったら、電話交換手やコンピュータ・プログラマーの道に進むことができるほんの一握りの若者か、1年に数例しかない職場復帰や現職継続を除いて、残りの大部分の人たちの相談になんと応えていいかわからないからです。悩んだあげく、特に全盲の人の場合には、就職できる可能性がほとんどないことがわかっているにもかかわらず、「職業安定所にでも行って、何かいい仕事を探すしかないですね」と言うしかありません。その度に、相談に携わる相談員が挫折感にさいなまれるのは確実です。

こうした状況は盲学校でも同じです。理療が存在していなかったら、進路指導を担当する教師は、多くの生徒の進路に悩み苦しむはずで、若い教え子の大部分が、学校を卒業したあとの長い人生を、授産などの福祉的就労でがまんしなければならないとか、何もしないでただ無為に過ごさなければならないということになれば、悩むのは当然のことです。

しかし、幸いなことにわが国には理療があります。理療の免許を取得し

たあと、その人が理療で成功するかどうかは別にして、理療を学習する間は、少なくとも数年間目標に向かって充実した生活を送ることができます。その間に理療に意義を見出し、「これで経済的にも自立していくのだ」という意欲と、それを支える技術を身に付けてくれればいいわけです。晴眼者の進出が激しい現在にあっても、理療は視覚障害者にとって自活できる最も適した職業だからです。

ところが、残念なことにその理療に希望を見付けだせない視覚障害者がふえています。免許を取ったあとでも、理療が好きになれない人々です。「この道しか残っていなかったからで、何も好きこのんで選んだわけではない」という思いがどうしても頭を離れないのです。意欲がないから技術は当然未熟です。技術が未熟ならだれも施術を受けに来てくれません。視覚障害業者の間には、こんな図式が広がりつつあるのです。

このような状況は極めて憂慮すべきことです。今のうちに何とかしなければ、理療は視覚障害者の手から離れていってしまうだけでなく、職業訓練コースとしての存続自体が危うくなります。晴眼者の進出が激しいと嘆く前に、視覚障害者自身の側に、それを促すこんな要因が存在していることも忘れてはなりません。相談を受けて、結局理療に進んでもらうしかない場合でも、せめてこうした実情を話して、理療に対する意欲を少しでももってもらうように努力することが大切だと思います。

理療以外の職業で、視覚障害者が従事しているものに何があるのかということになると、これもまた問題です。職種の数の上では、授産的な職種を除いて欧米と比べても遜色はありませんが、問題は、わが国ではそれぞれの職種に従事している人数がケタ違いに少ないということです。公的な試験が点字で受験できるようになって、公務員などが徐々にふえています。が、まだまだ視覚障害者の開拓精神と自助努力に頼らざるをえない職種が多く、社会のさまざまな障壁にはばまれて進展しないというのが現状です。

また、理療以外の職業訓練コースが少ないというのも問題です。このような職種が「新職業」と呼ばれるようになって数十年が経過していますが、

いっこうに新しいものが出てこないの、今や「新職業の開拓」ということばは死語になっていると言っても過言ではありません。

視覚障害者の就業率が、障害者全体の中でも最も低いということで、労働省や日本障害者雇用促進協会では、職域拡大の決め手となる職種についての研究を続けています。産業マッサージ師については一応の結論がでて、雇用拡大のための提言がまとめられたところですが、今後は事務系職種や電話交換手について言及されることになっています。しかし、それは雇用的人数をふやすための提言であって、新しい職業訓練にふれているわけではありません。視覚障害者の職域を飛躍的に広げることができるような職業訓練課程については、今のところ、だれも妙案を持ち合わせていないという状況なのです。

こんな中で、地道ながら当面成果が期待されるのが継続雇用です。弱視の間はさまざまな補助具を活用することによって、また、文字の読み書きや通勤が困難になったときには徹底した生活訓練を受けることによって、一人前の職業人として働いていくということです。この現職継続や職場復帰が定着して事例がふえていけば、視覚障害があっても充分仕事はできるという認識が広がり、それがひいては視覚障害者全体の雇用によい影響を及ぼすことになります。

こうしたことを現実のものにしていくためには、相談に来る前に自ら退職してしまっているとか、長い休職を無為に過ごしてしまい、会社にはすでに戻る席がなくなっているといった状況をなくす必要があります。それには職業リハビリテーションの立場からのアプローチも必要ですが、なんと言っても医療の段階での協力が不可欠です。失明告知も含めた医療の終末段階への介入が、社会的リハビリテーションの専門家にできるような体制を早く作る必要があります。

第5章 視覚障害者の職業訓練で何が問われているか

第1節 あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の資質向上の内容とその課題

筑波技術短期大学教授視覚部長 西條 一止

初めに自己紹介をさせていただきたいと思いますが、私は、ずっと筑波大学理療科教員養成施設に、この3月（1990年）まで籍がありました。しかし、4月からは筑波技術短期大学専任の教員になっています。

筑波大学と筑波技術短期大学は全く違う大学です。すぐ隣にありますし、名前も似ていますし、筑波大学の中にも看護婦や衛生検査技師の養成課程である筑波大学医療技術短期大学部というのもあって、非常に混同されやすくなっています。

この筑波技術短期大学は、視覚障害のある方、また、聴覚障害をもった方を教育するために、日本で初めて作られた短期大学です。したがって、聴覚部と視覚部がありますが、視覚部に国立で初めて鍼灸学科ができました。そのほか理学療法学科と情報処理科の2科がありますが、私は鍼灸学科で教えるということで赴任しています。ですから鍼灸に関しては専門家としてお話しできます。

1. 視覚障害者の職業自立とあん摩、はり、きゅうの歴史的背景

昭和63年の5月に、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律が改正されました。これは、昭和22年にこの法律ができて以来の大改正です。従来、日本では視覚障害の方々の職業自立は大半があん

摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうで行われてきました。その功罪はそれぞれあるかもしれませんが、このことは事実だったわけです。

ところが、今回の法律改正は、従来の職業自立と視覚障害者との関わりの上で波紋を投げかけています。視覚障害者の教育に関わっておられる方々、また、そのほかいろいろな形で視覚障害者に関わっておられる方々にとって、これからの視覚障害者の職業自立にあん摩・はり・きゅう業がどのように関係するのか、それによっては別の新しい職域の開拓が迫られているのではないかという大きなインパクトを与えられた昨年、今年だったように思われます。

このあん摩・はり・きゅう業が今後視覚障害者の職業自立にどのような役割を果たしていくことができるのか、そこに残されている課題は何なのかについて考えていきたいと思います。

1) 江戸から第二次大戦まで

最初に今までの歴史的背景についてふれます。

日本では、世界的に見ても非常に珍しい形で、視覚障害者の職業的自立があん摩、はり、きゅうによって行われてきました。かなり古くから行われていたようですが、歴史的に大きな話題となったのは、今から約300年前の1683年です。江戸時代ですが、5代将軍綱吉の侍医として仕えていた杉山和一総検校が将軍の病気の平癒に力を発揮したというので、現在の両国、当時の本所の一目という所に屋敷をたまわりました。非常に功績があったというので、ほうびに何がいいかということになったとき、杉山和一総検校は、「目をください」と言ったので、「それでは一目という所に屋敷を」ということになったと言われています。この江戸本所一目という所に、杉山検校は鍼治講習所という、視覚障害者と視覚障害のない人とを一緒に鍼灸の教育をする機関を作りました。杉山和一総検校は盲人でしたが、はり医として非常に大きな力を持っていました。それを見た江戸幕府は、視覚障害者にあん摩、はりの教育をすることによって、職業自立は可能だという

ことで、全国に鍼治講習所を45か所設けて、視覚障害者を教育したと伝えられています。

この1683年の鍼治講習所というのは、ヨーロッパで身体障害者に職業教育が行われるより百年も早かったということです。それからみますと、この江戸幕府の施策というのは非常に画期的なことだったのだと思います。

それが明治政府になって、それまで中国伝来の漢方医学がわが国の医療でしたが、これからの近代日本を建設していく医学はヨーロッパに範をとらなければならないということで、医学教育から一切の漢方医学を排除してしまいました。そしてドイツ流のヨーロッパの医学を導入することを決め、その後、医師となる者はヨーロッパ流の医学を学ばなければならないということにして、明治4年、太政官布告によって鍼治講習所も廃止の憂き目に会ったのでした。これで公式にはり、きゅうの教育をする所は日本の社会からなくなったわけです。

それが明治11年になって、京都に盲学校が初めて誕生して以後、続々と盲学校が各地にできてきますが、当時まだ鍼治講習所で教育を受けた人たちも世の中におられ、それらの方々が盲学校の職業教育としてあったあん摩の教育を担当するために赴任しました。しかし、はりの教育は行うことができませんでした。ところが、街の中には依然としてはりの治療院がありましたので、公式には教えられないけれども、そういう所で隠れてはりの教育をしたと言われています。

しかし、視覚障害の人たちが職業自立していくには、あん摩と共にはりの教育をしなければならないという盲学校の先生方の熱意が実って、明治20年代になって、盲学校の中に視覚障害者の職業コースとして、あん摩と同じく鍼灸の教育が誕生しました。これは、医学的な見地に立っていても、歴史的にいくつかの疾患に対しては確かに効果があるということが伝えられているし、しかもそれほど危険もない。ということなら、盲学校で教育することもよいではないかということだったわけです（「鍼治採用ノ書」）。

しかし、医学一般としては厚生省はなんとか漢方医学を廃し、西洋医学

を正式に位置付けなければならないという時代的背景をもっていました。そんな中にマッサージがフランスから医療マッサージとして導入されてきたので、これを盲学校に取り入れることになりました。その一方で、鍼灸が正式に盲学校で認められたけれども、これらを漢方医学として教育することは望ましくないということで、ヨーロッパ流の西洋医学を基礎としたはり、きゅうやあん摩の教育を求められました。したがって、それ以来、今日まで続いているはり、きゅう、あん摩の教育というのは、西洋医学を根底としてきているということになります。

明治40年代になると、全国に盲学校の数が40を越えるようになります。そんなところから、盲学校のあん摩・マッサージ、はり、きゅうの職業教育を行う専任の教員養成が必要となり、明治43年に、文部省は当時の東京盲学校の中に教員養成の課程をスタートさせました。今日の筑波大学の理療科教員養成施設がそれです。約80年近い歴史をもっています。

こうした中で、同じ明治43年に、鹿児島に一般の人たちのためのはり、きゅうの学校が、日本で初めて誕生してきます。明治43年ごろには、日本に西洋医学をどのように位置付けるかということにやっと目鼻がついたところなので、一般の人向けに漢方医学のはり、きゅうを教育する学校が認可されたということは非常に興味深いことです。この学校は現在まで続いています。このようなことができたのは鍼灸に対する医学的研究の機運が社会的背景としてあったからだと思います。

明治の終わりのころから始まったはり、きゅうに関する研究は、大正から昭和の初めにかけて、特に京都大学の生理学教室を中心に盛んに行われました。今日に伝えられている科学的な研究の基礎が作られたのがこの大正から昭和の初めの研究で、その研究に携わった何人かの方々がそれらの研究によって、医学博士の学位を得ました。このように古くから日本に伝統的な医学として伝えられていたはり、きゅうに関する関心は、医学制度が西洋医学という形で整えられたにもかかわらず、医学関係者の中に存在していたものと考えられます。そういう関心の高まりが、大正から昭和の

初めにかけて、東京、大阪、名古屋という大都市に、一般の人向けのはり、きゅう、あん摩・マッサージ師を養成するための学校を作ってきました。今日ある主な学校は、この時期に発足しています。大正の末あたりのはり・きゅう師の数をみますと、実は当時も、視覚障害者よりも一般の方が多かったのです。教育機関はなかったけれど、徒弟制度で養成されていたのではないかと思います。

その後、戦前、戦中、戦後と迎えるわけですが、今日ある一般の人向けの養成学校は、戦後の20年代に約30校になりました。昭和22年に今もありますはり、きゅう、あん摩・マッサージ師の法律が生まれてくるわけです。

2) 今回のあ・は・き法改正までの経緯

現在、はり、きゅう師の60数%が視覚障害のない一般の方々ですから、およそ3分の2ということになります。あん摩・マッサージ・指圧師はトータルしておよそ9万人いますが、その中の半数以上は視覚障害のない人たちになっています。これは、昭和20年代に一般の人向けのあん摩・はり・きゅう師のための学校ができたときに、10年後にはり・きゅう師の中で視覚障害のある人とない人との割合がどうなるか、20年後にはどうなるかということが、実はそのときに決まったということを示しています。

実際にはり・きゅう師の中に、一般の人たちの占める割合が多くなってきたのが昭和40年です。そしてあん摩・マッサージ・指圧師でも、視覚障害者の占める割合が少なくなるという状況になってきます。このように、はり、きゅう、マッサージの世界では、常に視覚障害者の職域を守ることが話題になりますが、その発端は20年代であり、そのときにおよそのことが決まってしまったということになります。

一方資質向上ということですが、昭和22年に法律ができたときの教育制度は、あん摩、マッサージ、指圧については中卒2年で教育しようというものでした。はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の三つの資格、三つというのはあん摩、マッサージ、指圧はこの三つで一つの免許になって

いますのでこうなるわけですが、医師以外で現在、法的に治療行為が認められているのは、このはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師と柔道整復師だけで、法律的には医業類似行為と言われていますが、治療ができます。理学療法士、作業療法士は医師の指示下で仕事をするという職業免許法になっていますが、はり師、きゅう師、あん摩師、柔道整復師は医師の指示なしに仕事ができますので、医師と関わりなく自分自身で開業できるという権利をもっています。この自分で開業できる、つまり事業主になることができるということは、視覚障害者にとっては非常に大事なことでないかと思います。

教育年限に戻りますと、あん摩・マッサージ・指圧師については中卒2年程度、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師については中卒5年程度という教育制度になっていましたが、今回の法律改正において、はり師もきゅう師も、あん摩・マッサージ・指圧師もいずれも高校を卒業して3年課程という制度に改められました。現在日本の教育制度では、高校を卒業したあとは、2年制の短期大学、3年制の短期大学、そして4年制になると大学ということになっていますが、専修学校では3年を越えるものは特殊な制度となっています。高知のリハビリテーション大学校は4年制で教えていますが、原則としては3年制までです。したがって、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の三つの免許を取得するコースも、高卒3年以上となって、3年で教育できるという形に改められました。

盲学校の教育課程の中では、昭和48年の改訂のときに、中卒5年の課程だったものを、中卒3年は一般の高校の教育課程にして、その上に3年制の専攻科を乗せてはり、きゅう、マッサージの教育をするという制度に改められました。このとき同時に、中卒2年のあん摩、マッサージ、指圧の課程も中卒3年の職業高校の課程として保健医療科という名前に改められました。ですから、盲学校では昭和48年のときに、中卒2年という課程は制度として廃止されたことになります。

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

視覚障害をどうとらえるか 第3集
——視覚障害者の職業訓練の拡充と職域拡大をめざして——
IBMウェルフェアセミナー報告集増刷版
(日本盲人福祉研究会資料)

発行日	1990年12月1日
事務局	日本アイ・ピー・エム株式会社 IBM ウェルセセミナー事務局 〒106 東京都港区六本木3-2-12 Tel 03 (586) 1111
編集	日本盲人福祉研究会 〒166 東京都杉並区成田東5-36-15 Tel 03(220)1421
印刷	合同印刷株式会社 〒130 東京都墨田区業平2-9-13 Tel 03(624)6111 (代表)